一人親方の外注費の仕入税額控除該当性

- 事業所得と給与所得の区分を巡る問題 -

平 仁

1. はじめに

消費税法改正により令和5年10月1日から、課税 事業者が仕入税額控除を用いるためには、取引の相 手方が課税事業者として消費税を納税している適格 課税事業者であることが求められるようになった。 改正前の制度では取引当事者の消費税課税事業者該 当性が問われていなかったため、取引当事者が非課 税事業者や免税事業者であっても、納税者本人が課 税事業者であれば自己の消費税の税額計算において 仕入税額控除を適用することができたのであるが、 改正後は取引の相手方が課税事業者としてインボイ スを発行できなければ、仕入税額控除が認められな くなる。消費税法における税額計算方式が、原則と して課税売上により消費税者から預かった仮受消費 税を基礎としており、課税仕入れによる仮払消費税 を控除する仕入税額控除が、課税所得計算における 推計課税と異なり、売上げに対応する仕入経費を控 除するものではなく、消費税法30条に定める特例的 な場合においてのみ認められる特典的なものである ことが明らかにされたものと言えよう。

現在免税事業者である多くの小規模事業者の取引の相手方は課税事業者であると考えられるが、課税事業者が従来通り仕入税額控除を適用し続けるためには、取引の相手方である小規模事業者に課税事業者を選択させ、当該小規模事業者が令和5年10月1日までにインボイスを発行できる状況を整えることが必要である。そのため、多くの小規模事業者は新たに消費税の納税負担が発生することになることが想起される。つまり、インボイスを発行できない免税事業者との取引が切られることになりかねない。または当該小規模事業者がインボイスを発行できないために仕入税額控除が適用できなくなる取引の相手方から消費税相当分の値下げを要求されるこ

とも想起される。

これまでの消費税法改正における中小企業対策としては、増税相当分を価格に転嫁できなくなることによる所得の減少に対する施策ばかりであり、今回の改正のように、取引当事者からの消費税相当額の値下げ要求に対応できる施策を立案したことはない。日本税理士会連合会もインボイス制度の完全導入を後ろ倒しすることを政府に求めている。政府による新たな小規模事業者消費税対応施策が望まれるところである。

ところで、このような小規模事業者の典型例とし て考えられる事業者として、ノマドワーカーや個人 事業主として特定事業者に登録して働く委託業者、 プロフェッショナルアスリート、建設業界における いわゆる一人親方などが考えられる。プロ野球選手 は特定のチームに所属する選手であったとしても 事業所得として扱われており(昭和26年直所2-82、 5-23)、この通達が準用されるプロフェッショナル アスリートの場合は所得税法上の所得区分でもめる ことは考えにくいが、近年、店に所属するホステス に対する源泉所得税をめぐる争い(例えば最高裁平 成22年3月2日判決(民集64巻2号420頁)、ただ しこの事例は源泉所得税を計算する日数を巡る争 い)が散見される。一人親方のケースと同様、報酬 として扱うのか、給与として扱うのかによって源泉 所得税の計算が変わるため、給与認定された場合の 源泉所得税の徴収漏れ・課税漏れが生じるのである。

それだけではなく、最近の国税庁によるパブリックコメントが募集されているケースでは、副業において年収300万円以下の事業については雑所得とするべきではないか、との国の見解が明らかにされている。国税庁が見解を公表した理由として副業を行う目的が租税回避目的であるケースが散見されることが挙げられるからであろうが、小規模事業者に対

する所得区分が注目されていることは明らかである。

個人事業主であると主張する事業所得者の労働の 実態が問題になりうるケースとして、いわゆる一人 親方の労働者性の問題がある。労働法領域において は古くから争いの対象となってきた事例であるが、 消費税法においては、一人親方の労働者性の問題 は、仕入税額控除の対象となりうるか、との問題に すり替わる。この点は上述したホステスのケースも 同様である。つまり、一人親方が個人事業主として 成立しうるのであれば当然仕入税額控除の対象とな る外注費として処理されることになろうが、一人親 方の実態が雇用された労働者に過ぎないものである 場合には、仕入税額控除の対象となり得ない給与と して処理されることになり、当該一人親方の確定申 告の内容も事業所得から給与所得の対象とされ、当 然源泉所得税の対象となるのである。そこで、消費 税法上の仕入税額控除を巡って争われた東京高裁平 成20年4月23日判決(税資258号89頁)を検討し ていきたい。

2. 東京高裁平成20年4月23日判決

<前提事実>

- (1) 原告は株式会社 B の専属下請会社であり、原告代表者甲は元使用人兼務役員である。
- (2) ア 丁、戊、C、D、E、F(6人併せて「本件各支払先」)は、原告との間で1日の労務に係る対価の額を口頭で約束し、原告がBから請け負った業務に従事していた。
- イ 本件各支払先は、それぞれが作業に従事する各 仕事先において、甲またはB職員である現場代理人 の指揮監督の下、作業に従事していた。
- ウ 本件各支払先は、各仕事先で使用する材料を原告またはBから無償で支給されていた。
- エ 本件各支払先は、各仕事先で作業するに当たり 使用する工具及び器具等のうち、ペンチ、ナイフ、 ドライバー等は各自で用意していたが、その他各 仕事先で使用する作業台、脚立、夜間照明用の発電 機及び足場等の工具及び器具等はBから無償で貸与 されており、また、各仕事先で着用する作業着は原 告から無償で貸与されていた。

なお、上記作業着は、Bがその着用を義務付けて いるものであるところ、原告は、本件各支払先に無 償貸与する作業着をBが指定する業者から購入し、 その購入費を福利厚生費として費用計上していた。 オ 本件各支払先は、原告に対して、現場名、出勤

オ 本件各支払先は、原告に対して、現場名、出勤 日、残業時間及び夜間勤務日等を記載した出勤簿等 あるいは、請求書と題する同様の事項を記載した書 面を作成し、これらを提出していた。

カ 原告は、本件各支払先から提出された書面に基づき、本件各支払先に対する支払金額として、1日あたりに基本給に各仕事先における従事日数を乗じた金額のほか、1時間あたりの残業給に残業時間を乗じた金額、遅刻減給に係る金額、消費税等の金額及びこれらの金額の合計額等を記載した労務費明細書を作成していた。

キ 原告は、労務費明細書に基づき、本件各支払先 へ金員(「本件支出金」)を支払い、①本件支出金を 外注費として経理し、給与等の源泉徴収の対象とせ ず、②本件支出金を課税仕入に係る支払対価の額と して消費税等の申告を行った。

なお、本件支出金のうち、丁に対する支払金額に は、通勤費が含まれていた。

ク 原告は、本件各支払先を、下請業者内訳書では なく、協力業者従業員名簿に記載し、Bに提出して いた。

ケ 原告は、本件各支払先が受信した定期健康診断 の費用を負担していた。

コ 原告は、本件各支払先に対して食事代、慰労会 及び忘年会等の費用の一部を負担し、これらの負担 額を福利厚生費として経理していた。

<地裁の判断 東京地裁平成19年11月16日判決>
(1)業務の遂行ないし労務の提供から生ずる所得が所得税法上の事業所得と給与所得のいずれに該当するかを判断するに当たっては、租税負担の公平を図るため、所得を事業所得、給与所得等に分類し、その種類に応じた課税を定めている所得税法の趣旨及び目的に照らし、当該業務ないし労務及び所得の態様等を考慮しなければならず、当該業務の具体的態様に応じて、その法的性格を判断しなければならないが、その場合、判断の一応の基準として、事業所得とは、自己の計算と危険において独立して営まれ、営利性及び有償性を有し、かつ反覆継続して遂行する意思と社会的地位とが客観的に認められる業務から生ずる所得をいい、これに対し、給与所得と

は、雇用契約又はこれに類する原因に基づき使用者 の指揮命令に服して提供した労務の対価として使用 者から受ける給付をいうものと区別することが相当 であり、給与所得については、とりわけ、給与支給 者との関係において何らかの空間的又は時間的な拘 束を受け、継続的ないし断続的に労務又は役務の提 供があり、その対価として支給されるものであるか どうかが重視されなければならない。

(2) そもそも課税要件事実は、表面的に存在する ように見える法律関係に即してではなく、真実に存 在する法律関係に即して認定をするべきであるとこ ろ、その認定に当たり、私法上の契約関係に係る当 事者の意思ないし認識を考慮に入れることは当然で はあるが、本件では、たとえ原告と本件各支払先の 間でその労務が請負契約に基づくものであるとして 取り扱う旨の認識があったとしても、本件各支払先 としては、原告に対し、ある仕事を完成することを 約して労務に従事していたと認めることはできず、 労働に従事することを約して労務に従事する意思が あったものと認めるのが相当であり、実際、原告と 本件各支払先の契約関係では、他人の代替による労 務の提供を容認しているとはできないこと、本件各 支払先は原告代表者又はBの職員である現場代理人 の指揮命令に服して労務を提供していたことが認 められることなどからすると、本件各支払先によ る労務の提供及びこれに対する原告による報酬の 支払は、雇用契約又はこれに類する原因に基づき、 原告との関係において空間的又は時間的な拘束を 受けつつ、継続的に労務の提供を受けていたこと の対価として支給されていたものと認めるのが相 当である。

<高裁の判断 東京高裁平成20年4月23日判決> 高裁における主張の追加に対する対応が追加されるのみで、判決内容は地裁と大きな変更点はない。

3. 判決に対する考察

本件は、消費税における仕入税額控除の該当性が

争われた事件であるが、その実質は支払われた金員の性質が事業所得であるのか、給与所得であるのかについて争われた事例である。本件と同様、消費税法上の仕入税額控除を争った事例としては、岡山地裁平成21年4月14日判決(税資259号65頁)がある。

事業所得と給与所得を巡る争いの判断基準とし て、最高裁昭和56年4月24日判決(民集35巻3号 672頁)が適用されている。昭和56年判決では「事 業所得とは、自己の計算と危険において独立して営 まれ、営利性、有償性を有し、かつ反復継続して遂 行する意思と社会的地位とが客観的に求められる業 務から生ずる所得をいい、これに対し、給与所得と は雇傭契約又はこれに類する原因に基づき使用者の 指揮命令に服して提供した労務の対価として使用者 から受ける給付をいう。なお、給与所得について は、とりわけ、給与支給者との関係において何らか の空間的、時間的な拘束を受け、継続的ないし断続 的に労務又は役務の提供があり、その対価として支 給されるものであるかどうかが重視されなければな らない」と判示され、給与所得の概念は「非独立的 労働ないし従属的労働の対価と観念1 されてきた。 一方、労働法においては、「請負・委任契約によ る労務供給者が『労働者』か否かは、契約の形式に よって決められるのではなく、労働関係の実態にお

一万、労働法においては、「請負・委任契約による労務供給者が『労働者』か否かは、契約の形式によって決められるのではなく、労働関係の実態において事業に『使用され』かつ賃金を支払われている労働関係と認められれば、『労働者』といえ²」、「その判断要素としては、1985年の労働省労働基準法研究会報告が、①仕事の依頼への諾否の自由、②業務遂行上の指揮監督、③時間的・場所的拘束、④代替性、⑤報酬の算定・支払方法を主要な判断要素とし、また、①機械・器具の負担、報酬の額等に現れた事業者性、②専属性等を補足的な判断要素として判断することを提唱し、以後、これらの要素が用いられている³」とされ、労働者性の概念の拡張を読み取ることができる。

この点につき、奥谷健は「近時の裁判例においては、『独立性』と『従属性』を区分して、『非独立性』を重視するようになってきている⁴」と指摘する。「就業形態の多様化に伴って『従属性』が希薄

¹ 金子宏『租税法〔第24版〕』弘文堂2021年246頁

² 菅野和夫『労働法〔第12版〕』弘文堂2019年183頁

³ 菅野和夫、前掲書、183-184頁

⁴ 奥谷健「事業所得と給与所得の区別」租税判例百選〔第7版〕2021年77頁

化してきたためとも考えられる⁵」からだという。 租税法、労働法とも、労働者に対する支払報酬に対 する概念の拡張がみられるところであり、リモート ワークにおいては「空間的・時間的拘束」を受けな くとも「非独立的労働」として労働者性が成立する ことになり、その所得は給与所得であろう。とする と、何をもって「非独立的労働ないし非従属的労 働」と判断するかとなれば、労働法における1985 (昭和60) 年報告の判断基準ということになろう。

本件においては、本件各支払先は原告代表者甲な いしB職員である現場代理人の指揮監督の下で労働 に従事し、原告へ労務対価の請求書を作成せず、原 告が遅刻減給を含む時給を計算した賃金を支給さ れ、材料の無料支給を受け、工具器具等や作業着の 貸与を受け、隠し支払経費は原告持ちとなってい た。このことを考えれば、本件各支払先は労働法に 言う労働者性を有することになるし、昭和56年判 決が言う「自己の計算と危険において独立して営ま れ、営利性、有償性を有し、かつ反復継続して遂行 する意思と社会的地位とが客観的に求められる業 務」を担っていたとは考えにくい。したがって、事 業所得性を認定することはできないから給与所得と 判断されることになるし、消費税法においては仕入 税額控除が認められないものとなる、と言わざるを 得ない。

4. 類似の判例・裁決

この点につき、事業所得と給与所得の判断を巡る 判例・裁決はどうなっているのであろうか。まず、 事業所得として判断されたものから見ていこう。

後の判例で引用されることになった上記昭和56 年判決は、弁護士顧問料を事業所得と判断したもの である。弁護士事務所を営む原告がクライアントか ら得る顧問料収入はまさに自己の危険と計算におい て反復継続的に営まれる事業に基づくものであり、 顧問先から得られる報酬を給与所得であると主張し てもそれは通らないと言わざるを得ない。

電力会社の委託検針員に対する福岡高裁昭和63 年11月22日判決(税資166号)では、身分証明書 や作業着の貸与や謝礼金の存在が労働者性を疑うも のであったが、「委託手数料は、(中略) 純粋な形の 出来高制であって、労務提供の対価よりも委任ない し請負事務の報酬としての性格を持つというべきで あり、就業態様の関係で、委託検針員に勤務時間の 定めがなく、就業時間が定例検針日の日数と受持枚 数の如何で異なる点、委託検針員に就業規則による 九電の服務規律の拘束がなく、懲戒等もない点、業 務に必要な器具、資材のうち、主要な交通手段であ るバイクの購入、維持費等が委託検針員の個人負担 である点、検針業務を第三者の代行させることが禁 止されてなく、現実に行われている点等は、むしろ 雇用契約にはない面といわねばならず、兼業が自由 で実際兼業者が多い点も、一般的には委託検針契約 が雇用契約でない方向を裏付けるものである」とし て事業所得と判断されている。

さらには、平成13年10月31日裁決(裁決集未搭 載)では、「A社は、従事日数等に応じて、請求人 に対して対価を支払っていることに加え、溶接の際 に使用する消耗品をA社が負担していることからみ ると、給与所得といえなくもないが、①請求人自身 が、A社の従業員になることを拒否したこと、②A 社は請求人を外注先と認識し、支払を外注費として 経理していること、③請求人自身が「製作代」の請 求書を作成し、受領した対価についての領収書も発 行していること、④A社では、従業員に対する給与 の支払いに際しては所得税の源泉徴収を行っている ものの、請求人に対する支払に際してはこれを行っ ていないこと、⑤請求人はA社以外と取引すること もできること、⑥請求人は確定申告において、自ら の所得を営業所得として申告していることなどの事 実を考え併せると、請求人とA社との間には、雇用 契約はもちろん雇用関係があるとはいえない」とし て事業所得と判断されている。外形的な事情からす れば本件事例と類似しており、給与所得認定されて もおかしくないところであるが、実務的に考える と、自作の「請求書」の存在と事業所得としての確 定申告の事実が注目されるところであろう。

一方、給与所得と判断された先行判例として知られるのが、オーケストラに所属するバイオリニストの報酬を給与所得とした日フィル事件(最高裁昭和53年8月29日判決(月報24巻11号2430頁))であ

ろう。この事例では、「Xがバイオリニストとして 高度の技術を有し、かつ、日フィルからうける報酬 が、X主張の如く、雇傭、請負、委任などの要素の 混合した楽団参加契約ともいうべき一種の無名契約 に基づくものであるとしても、それはXが楽団に所 属し、そのスケジュールに従ってその指揮拘束を受 ける従属的立場において提供する役務の報酬として 支払われたものであり、Xが右楽団を主宰するもの でないことはもちろん、そのスケジュールの企画、 策定、実行にも直接参画するものでないことは弁論 の全趣旨から明らかであるから、右楽団の一員とし てXが活動することは自己の危険と計算による企業 性を有するとはいいえない」として事業所得性を認 めなかったのである。

また、土木作業員に対する岡山地裁平成21年4 月14日判決(税資259号65頁)は、本件各支出先 と同様の状況にあり、「本件支出金は、定額の日当 に就労日数を乗じて計算され、1日8時間の就労時 間を超えた場合、時間外手当が加算されて支払われ るというのであるから、これは時間賃金そのものに おいてほかならないというべきであって、現に、原 告と本件各作業員との間において、本件各作業員が 完成すべき仕事が特定され、それにつき納期が定め られ、完工検査、納品がされ、仕事の完成ないしそ の結果に対する対価として代金算定がされている事 実を認めるべき証拠はまったく存しない。また、上 記事実によれば、安価な個人用軽装品を除き、機械 器具や工事用資材はすべて前期元請各社や原告が提 供しているというのであるから、本件各作業員は、 自ら請け負った仕事の完成のために労働していると はいい難く、あくまで原告において、機械器具や資 材を提供した上、原告が請け負った工事の完成のた めに労働しているものというべきである。そして、 (中略) 本件各作業員は、当日就労するか否かを含 めて自由に仕事や場所を選べ、また、本件支出金に つき公租公課の徴収、控除を受けないことから、そ のような就労形態を希望し、原告もその希望を受け 入れていることがうかがわれるところ、これに加え て、本件支出金が日当に就労日数を乗じて計算され ることその他上記の諸事情を併せ考慮すると、本件 各作業員は、労働基準法21条1項にいう「日々雇 い入れられる者」であると認めることができる」と して給与所得と判断されている。本件同様、消費税 法上の仕入税額控除が争われた事例であるが、支出 金の性質を「雇用に係る民法623条と請負に係る民 法632条とを対照」した上で、平成21年判決は労 働法における労働者性に言及している点に注目すべ きであろう。

ホステス報酬の源泉所得税を巡る事例では、平成26年7月1日裁決(TAINSコードFO-1-561)は、「認定事実によれば、B及びCらは、出勤表や各タイムカードにより出勤日や入退店時間、従事時間、同伴、遅刻及び欠勤等を請求人によって管理され、請求人の指揮命令に服して、空間的、時間的な拘束を受け、継続的ないし断続的に労務又は役務を提供し、その対価として、日給又は時間給を基本とし、これに、各人が接客業務を行ったか否かに関係なく得意客の飲食代金に応じ決定された金額とホステスチャージ・同伴の実績等に応じ決定された金額が加算された金員を、月払により支給されていたものというべきである」として給与所得と判断されている。

同様に、平成30年1月11日裁決(国税不服審判 所HP)は、「キャストは接客業務に従事するに当た り、請求人との間で、給与体系、勤務時間及び店舗 規則などの勤務条件について合意していたこと、請 求人はキャストの勤務時間又は接客時間を管理して いたこと、キャストは指名客以外の客に対しても店 長の指示により接客していたことが認められるか ら、キャストは入店から退店までの間は請求人の管 理下にあったと認められ、請求人から空間的、時間 的な拘束を受け、継続的又は断続的に労務又は役 務の提供をしていたとみることができる。そして、 キャストが営業のために必要な費用の一部を負担し ているとの請求人の主張を考慮しても、本件支給額 は接客時間等を基準に各種手当て及びペナルティの 有無を勘案して算出されていること、採用後1、2 か月間は一定の時給が保証されていること、キャス トは客に対する売掛金を回収する責任を負っていな かったことからすれば、キャストは自己の計算と危 険において独立して事業を営んでいたものとみるこ とはできない」として事業所得性を否定している。

5. 類似の判例・裁決を踏まえて考える所 得区分の判断基準

本件各支払先に対して支払われた金員を消費税法

上の仕入税額控除の対象とするためには、各支払先が受け取った金員の所得区分が事業所得ないし雑所得であることが必要であり、給与所得と判断される場合には消費税法上の仕入税額控除の対象とはならない。

そこで、本件や類似の判例・裁決を見てみると、 給与所得と判断される事例は労働法上の労働者と目 される事例であり、「自己の危険と計算において独 立して事業を営んでいたものとみることができな い」ことが判断基準と考えられる。つまり、「空間 的・時間的拘束」を受けて役務の提供をしているの であって、「自ら請け負った仕事の完成のために労 働している」わけではない。本件において「本件各 支払先としては、原告に対し、ある仕事を完成する ことを約して労務に従事していたと認めることはで きず、労働に従事することを約して労務に従事する 意思があったものと認めるのが相当であり、実際、 原告と本件各支払先の契約関係では、他人の代替に よる労務の提供を容認しているとはできないこと、 本件各支払先は原告代表者又はBの職員である現場 代理人の指揮命令に服して労務を提供していたこと が認められること」と判示しているとおりである。 さらには、平成30年裁決では「売掛金を回収する 責任を負っていなかったこと」にも言及されてお り、採用する会社ないし店舗の危険と計算において 行われる業務をあてがわれて勤務する形が明らかに されている。

一方で、平成13年裁決では「請求人自身が「製作代」の請求書を作成し、受領した対価についての領収書も発行して」おり、「請求人は確定申告において、自らの所得を営業所得として申告していること」、昭和63年判決では「業務に必要な器具、資材のうち、主要な交通手段であるバイクの購入、維持費等が委託検針員の個人負担である点」が指摘されている。つまり、事業所得として判断できるのは、「自己の危険と計算」に基づいた業務に従事する者であって、労働法上も労働者ではなく事業者と判断される者ということになる。

平成21年判決が示したように民法632条に規定する請負契約から考えてみると、「請負は、一面では 売買的要素がありますが、他方では、請負は仕事の 完成に関する限り、労務をその対象としています。 したがって、請負は雇用や委任と同じように他人の 労務を利用する「労働供給契約」の一類型になりま す。しかし、請負は雇用のように労務そのものの供 給を目的とするものではなく、また、注文者の指揮 命令を受けません。雇用では、労働が従属性を持つ のに対して、請負には労働の独立性があり、仕事の 完成を目的として労働が行われます。したがって、 雇用の場合は、労働力を提供さえすれば労働の成果 に関係なく報酬がもらえますが、請負では仕事が完 成しないともらえません⁶」と捉えられており、人 工計算で支給される報酬は雇用契約に基づくものと 考えざるを得ない。ただ、労働提供の対価として、 請け負った業務の完成後に再計算された請求を行う 慣習も根強く、人工計算だから雇用契約であると短 絡的に断言することもできないのが実情であろう。

6. まとめに代えて

消費税法改正によりインボイス制度の導入が眼前に迫ってきたが、支払う経費の費目が外注費であるのか給与であるのかの違いにより、仕入税額控除の対象にできるかどうかが変わってくることについては、ここまで見てきたように、判例においても形式基準ではなく、その支給内容の実質により判断されてきたことは明らかである。しかし、形式基準を用いるインボイス制度の適用を受けた企業が、今後も仕入税額控除を適用するためには取引の相手方もインボイス制度の適用を受けることが必要となってくる。

そこで、平成13年裁決の形式的な判断基準としての「請求書」「領収書」「事業所得としての確定申告書」が注目されることになろう。

これまで建設業界における一人親方については、明確な「請求書」「領収書」がないまま、メモ的な確認書類や人工計算のための報告書のみで処理されてきたところが多く、判例・裁決に現れている事例は不幸にも税務調査にあたってしまい、実態がばれてしまった業者が勝ち目のない争いをしていることが多かったのではないかと考えている。残念ながら業界の慣習で間違った情報に基づいた処理・手続きが蔓延してしまっており、ひどい場合には各人によ

⁶ 山口康夫『判例にみる請負契約の法律関係』新日本法規2006年13頁

る確定申告さえ行われていない事例(租税逋脱犯です)もあるようである。その結果、当然のように支給者側は外注費が否認され、仕入税額控除が否認され、受領者側は給与所得課税がなされる。多くの場合には受領者側が無申告の租税逋脱犯であるから、事業所得税ないし法人税および消費税の増差税額の発生および源泉所得税の徴収漏れが発生するだけではなく給与所得においても増差税額が発生する。

ところが、消費税において仕入税額控除を今後も適用するためには、取引の相手方のインボイス番号の取得が必要となるため、2023年10月の制度適用開始前に各一人親方がインボイス制度の適用申請を行う必要がある。インボイス制度の適用を選択するということは消費税の課税事業者になることを意味するのであるから、各一人親方は消費税法に基づいた請求書等を含む帳簿等の保存が求められる。したがって、インボイス制度を適用するということは、「請求書」「領収書」を作成しなければならず、消費税の申告が求められるのであるから、事業所得税の申告も当然に必要になってくるものと考えられる。

そうすると、実態が給与である者がインボイス制 度を適用し、事業所得及び消費税の申告・納税を行 うことになるため、税務調査において給与所得判定 をした場合、支給者側に対する増差税額・徴収漏れ が発生する一方で、受給者側に対しては事業所得を 否認して給与所得認定しなければならず、しかも消 費税については納税した金額の全額を還付しなけれ ばならなくなる。当該受給者は調査対象ではないた め、更正の請求を要請しなければならない事態とな るため、税法の理解が乏しい国民の理解を得るため には、当該受給者による更正の請求が必要になるこ とは避けるべきであり、税務調査の所轄税務署長が 当該受給者を所轄する税務署長に職権更正を求める ことが必要になろう。この手続きは税務署長の職権 でしかないため、現場の税務調査担当者は上司であ る統括官だけではなく、税務署長まで報告を上げな ければならず、税務行政上の手続きが大変煩雑にな ることが考えられる。

しかし、租税法の大原則である平等負担原則(憲法14条1項)から考えれば、納税者の納税負担は実質的に平等でなければならないから、税務行政手続きが煩雑になり現場の税務調査担当官の負担がどれだけ増えようが、実態に即した課税をなさなけれ

ばならないのが税務行政の適正なあり方であるから、当該対象者の実態に即して事業所得と給与所得の区分を判断しなければならない。

税務実務の立場から見れば、支給者が仕入税額控 除の適用を受けるためには、対象事業者のすべてに インボイス制度の適用を求め、「請求書」「領収書」 の作成を求めなければなるまい。その実態が外注費 となる請負業者であっても、インボイスを適用して いなければ仕入税額控除の適用を受けることができ ないからだ。これまでの業界の慣行とは異なる処理 になるが、法制度の改正に対応するしかない。その 結果、税務行政が適正化の方向に向かうことが理想 的であるが、支給者側からその実態が給与所得であ る者にもインボイスの申請が要求されることになる ことが容易に想定でき、管轄が異なるがゆえにイン ボイス制度を適用した給与所得者に対して適正な納 税・申告指導を支給者側の税務調査において直接行 うことができない以上、税務調査の現場が混乱する ことを危惧するところである。